

原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況

令和 7 年 1 月 8 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況について報告するものである。

2. 申請状況及び設置変更許可等の処分の状況

- (1) 本体施設の設置変更許可申請等は、これまでに 16 発電所 27 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び処分の状況は、別紙 1のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請等は、これまでに 12 発電所 19 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び処分の状況は、別紙 2のとおり。
- (3) 所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置変更許可申請等は、これまでに 12 発電所 19 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び処分の状況は、別紙 3のとおり。
- (4) 高経年化した発電用原子炉の劣化管理に関する申請状況及び処分の状況は、別紙 4のとおり。

3. 審査進捗状況表

- (1) 本体施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 1のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 2のとおり。

以上

[資料一覧]

- 別紙 1 新規制基準適合性に関する申請及び処分の状況
- 別紙 2 特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況
- 別紙 3 所内常設直流電源設備（3 系統目）に係る申請及び処分の状況
- 別紙 4 高経年化した発電用原子炉の劣化管理に関する申請及び処分の状況
- 別冊 1 審査進捗状況表（本体施設）
- 別冊 2 審査進捗状況表（特定重大事故等対処施設）
- 参考資料 1 新規制基準適合性審査における主な審査状況（設置変更許可）
- 参考資料 2 設置変更許可申請以外の新規制基準適合性に係る審査状況
- 参考資料 3 特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間
- 参考資料 4 その他の審査案件
- 参考資料 5 長期施設管理計画認可申請に係る手続

新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

令和 7 年 1 月 7 日現在

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北海道電力	泊発電所 （1・2号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		
北海道電力	泊発電所 （3号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		
関西電力	大飯発電所 （3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 5 月 24 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 8 月 25 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 9 月 1 日	3号炉： 平成 30 年 4 月 10 日 4号炉： 平成 30 年 6 月 5 日
関西電力	高浜発電所 （3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 2 月 12 日	平成 25 年 7 月 8 日	3号炉： 平成 27 年 8 月 4 日 4号炉： 平成 27 年 10 月 9 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 10 月 9 日	3号炉： 平成 28 年 2 月 26 日 4号炉： 平成 29 年 6 月 16 日
四国電力	伊方発電所 （3号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 7 月 15 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 3 月 23 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 4 月 19 日	平成 28 年 9 月 7 日
九州電力	川内原子力発電所 （1・2号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 26 年 9 月 10 日	平成 25 年 7 月 8 日	1号炉： 平成 27 年 3 月 18 日 2号炉： 平成 27 年 5 月 22 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 5 月 27 日	1号炉 平成 27 年 9 月 10 日 2号炉： 平成 27 年 11 月 17 日
九州電力	玄海原子力発電所 （3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 1 月 18 日	平成 25 年 7 月 12 日	3号炉： 平成 29 年 8 月 25 日 4号炉： 平成 29 年 9 月 14 日	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 9 月 14 日	3号炉： 平成 30 年 5 月 16 日 4号炉： 平成 30 年 7 月 19 日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 （6・7号炉）	BWR	平成 25 年 9 月 27 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 25 年 9 月 27 日※1	6号炉： 令和 6 年 9 月 2 日 7号炉： 令和 2 年 10 月 14 日	6号炉： 令和 6 年 8 月 29 日 7号炉： 平成 25 年 9 月 27 日	7号炉： 令和 2 年 10 月 30 日	
中国電力	島根原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成 25 年 12 月 25 日	令和 3 年 9 月 15 日	平成 25 年 12 月 25 日	令和 5 年 8 月 30 日	平成 25 年 12 月 25 日	令和 6 年 5 月 30 日	
東北電力	女川原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成 25 年 12 月 27 日	令和 2 年 2 月 26 日	平成 25 年 12 月 27 日	令和 3 年 12 月 23 日	平成 25 年 12 月 27 日	令和 5 年 2 月 15 日	令和 6 年 12 月 26 日
中部電力	浜岡原子力発電所 （4号炉）	BWR	平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日※2		平成 26 年 2 月 14 日		平成 26 年 2 月 14 日		
日本原子力発電	東海第二発電所	BWR	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 9 月 26 日	平成 26 年 5 月 20 日※3	平成 30 年 10 月 18 日	平成 26 年 5 月 20 日		

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東北電力	東通原子力発電所 （1号炉）	BWR	平成26年6月10日		平成26年6月10日		平成26年6月10日		
北陸電力	志賀原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成26年8月12日		平成26年8月12日		平成26年8月12日		
電源開発	大間原子力発電所	BWR	平成26年12月16日		平成26年12月16日				
関西電力	美浜発電所 （3号炉）	PWR	平成27年3月17日	平成28年10月5日	平成27年11月26日	平成28年10月26日	平成27年3月17日	令和2年2月27日	令和3年7月27日
関西電力	高浜発電所 （1・2号炉）	PWR	平成27年3月17日	平成28年4月20日	平成27年7月3日	平成28年6月10日	令和元年7月31日	令和3年2月15日	1号炉： 令和5年8月28日 2号炉： 令和5年10月16日
中部電力	浜岡原子力発電所（3号炉）	BWR	平成27年6月16日						
日本原子力発電	敦賀発電所 （2号炉）	PWR	平成27年11月5日	令和6年11月13日※4			平成27年11月5日		
中国電力	島根原子力発電所 （3号炉）	BWR	平成30年8月10日						

※1 6号炉については、令和5年9月4日付けで、設置変更許可を踏まえた設計及び工事の計画の認可申請の補正がなされた。

※2 平成26年2月14日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成27年1月26日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※3 特定重大事故等対処施設の設置に伴い、本申請に係る設備の変更も含めた変更認可申請を審査中。（審査状況は別紙2参照）

※4 令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

灰色：処分済

赤字：前回（令和6年10月2日）の報告時からの変更点

特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

令和 7 年 1 月 7 日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格 日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉) ※1	7号炉： 令和7年10月13日 6号炉： 令和11年9月1日	平成26年12月15日 令和5年3月14日※4	令和4年8月17日 令和5年10月25日	7号炉： (第1回)令和5年1月30日 (第2回)令和5年7月6日 (第3回)令和6年1月16日 (第4回)令和6年11月28日				
電源開発	大間 原子力発電所		平成26年12月16日						
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和2年8月3日 4号炉： 令和2年10月8日	平成26年12月25日	平成28年9月21日	平成29年4月26日	令和元年8月7日	令和2年4月17日	令和2年10月7日	3号炉： 令和2年12月11日 4号炉： 令和3年3月25日
九州電力	川内 原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和2年3月17日 2号炉： 令和2年5月21日	平成27年12月17日	平成29年4月5日	1号炉： (第1回)平成29年5月24日 (第2回)平成29年8月8日 (第3回)平成30年3月9日 2号炉： (第1回)平成29年7月10日 (第2回)平成29年8月8日 (第3回)平成30年3月9日	1号炉： (第1回)平成30年5月15日 (第2回)平成30年7月26日 (第3回)平成31年2月18日 2号炉： (第1回)平成30年8月10日 (第2回)平成30年8月31日 (第3回)平成31年4月12日	令和元年8月2日	令和2年3月25日	1号炉： 令和2年11月11日 2号炉： 令和2年12月16日
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成27年12月18日						
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和3年3月22日	平成28年1月14日	平成29年10月4日	(第1回)平成29年12月7日 (第2回)平成30年3月16日 (第3回)平成30年5月11日 (第4回)平成30年8月13日 (第5回)令和元年7月11日	(第1回)平成31年3月25日 (第2回)令和元年12月24日 (第3回)令和2年3月27日 (第4回)令和元年10月10日 (第5回)令和2年3月27日	令和2年11月27日	令和3年4月28日	令和3年10月5日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)	令和10年8月29日	平成28年7月4日※2	令和6年10月23日					

別紙 2

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格 日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和3年6月9日	平成28年12月22日	平成30年3月7日	(第1回)平成30年3月8日 (第2回)平成30年11月16日 (第3回)平成31年3月15日 (第4回)令和元年5月31日	(第1回)平成31年4月25日 (第2回)令和元年9月13日 (第3回)令和元年10月24日 (第4回)令和2年2月20日	令和4年5月23日	令和5年1月13日	1号炉： 令和5年7月14日 2号炉： 令和5年8月31日
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成29年12月20日	平成31年4月3日	3号炉： (第1回)令和元年5月16日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日 4号炉： (第1回)令和元年6月18日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日	3号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日 4号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年12月5日 4号炉： 令和5年2月2日
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和2年7月10日	令和3年4月6日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	令和4年7月28日
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	(第1回)令和2年3月6日 (第2回)令和2年8月26日	(第1回)令和2年12月22日 (第2回)令和3年8月24日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年12月8日 4号炉： 令和4年8月10日
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日	(第1回)令和4年2月28日 ^{※3} (第2回)令和4年4月28日 ^{※3} (第3回)令和4年10月19日 ^{※3} (第4回)令和5年5月31日 ^{※3} (第5回)令和6年8月2日 ^{※3}	(第1回)令和4年11月16日 (第2回)令和5年5月31日 (第3回)令和5年10月2日 (第4回)令和6年12月5日	平成26年5月20日 ^{※5}		
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	令和8年12月22日	令和4年1月6日	令和5年10月4日	(第1回)令和5年12月14日 (第2回)令和6年9月26日				

※1 令和元年10月24日付けの補正で、1号炉に係る申請が取り下げられた。

※2 令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。

※3 新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の変更認可申請として提出された。

※4 令和5年3月14日に、特定重大事故等対処施設の一部の構造を変更する設置変更許可申請がなされた。

※5 平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請（本体施設）について、令和5年6月23日に、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。

灰色：処分済

赤字：前回（令和6年10月2日）の報告時からの変更点

所内常設直流電源設備（3系統目）に係る申請及び処分の状況

令和7年1月7日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
電源開発	大間原子力発電所		平成26年12月16日						
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成27年12月18日						
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和2年3月17日 2号炉： 令和2年5月21日	平成28年3月25日	平成29年2月8日	平成29年7月10日	平成30年1月29日	令和元年11月22日	令和2年3月30日	1号炉： 令和2年10月9日 2号炉： 令和2年11月18日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)	令和10年8月29日	平成28年7月4日 ^{※2}	令和6年10月23日					
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和2年8月3日 4号炉： 令和2年10月8日	平成29年3月17日	平成29年6月28日	令和元年8月22日	令和2年3月5日	令和2年4月17日	令和2年10月7日	3号炉： 令和2年12月11日 4号炉： 令和3年3月25日
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和3年3月22日	平成29年11月15日	平成30年6月27日	平成31年2月27日	令和2年8月6日	令和2年11月27日	令和3年4月28日	令和3年10月5日
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和3年6月9日	平成30年2月5日 令和元年6月14日 ^{※1}	令和元年9月25日	令和2年7月17日	令和2年11月13日	令和4年5月23日	令和5年1月13日	1号炉： 令和5年7月14日 2号炉： 令和5年8月31日
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和3年4月23日	令和3年11月17日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	令和4年7月28日
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	令和3年4月23日	3号炉： 令和3年12月2日 4号炉： 令和3年12月3日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年12月8日 4号炉： 令和4年8月10日
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成31年3月28日	令和元年12月25日	令和2年3月24日	令和2年11月13日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年11月15日 4号炉： 令和5年2月2日
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日	令和5年8月31日		平成26年5月20日 ^{※3}		

別紙 3

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6, 7号炉)	7号炉 : 令和7年10月13日 6号炉 : 令和11年9月1日	令和3年11月12日	令和4年10月5日					
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	令和8年12月22日	令和5年7月4日	令和6年6月5日					

- ※1 平成30年2月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請について、令和元年6月14日付けの補正において所内常設直流電源設備(3系統目)に係る内容が取り下げられ、同日付で再申請がなされた。
- ※2 令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。
- ※3 平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。

灰色 : 処分済

赤字 : 前回(令和6年10月2日)の報告時からの変更点

高経年化した発電用原子炉の劣化管理に関する申請及び処分の状況

令和 7 年 1 月 7 日現在

1. 高経年化技術評価（保安規定の変更）

申請者	対象発電所 (号炉)	運転開始日	申請日	処分日	概要	審査状況等
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	平成 6 年 12 月 15 日	令和 5 年 11 月 1 日	令和 6 年 10 月 16 日	本格施行日※ ¹ 前に 30 年を経過するため、現行法令に基づく高経年化技術評価(30 年目)を実施。	令和 6 年 10 月 16 日に認可。
関西電力	高浜発電所 (1号炉)	昭和 49 年 11 月 14 日	令和 5 年 11 月 2 日	令和 6 年 10 月 16 日	本格施行日前に 50 年を経過するため、現行法令に基づく高経年化技術評価(50 年目)を実施。	令和 6 年 10 月 16 日に認可。

2. 長期施設管理計画

申請者	対象発電炉	運転開始日	申請日	処分日	概要	審査状況等
関西電力	大飯発電所 3号炉・4号炉	3号炉： 平成 3 年 12 月 18 日 4号炉： 平成 5 年 2 月 2 日	令和 5 年 12 月 21 日	令和 6 年 6 月 26 日	残存期間※ ² について作成した長期施設管理計画。	
九州電力	川内原子力発電所 1号炉・2号炉	1号炉： 昭和 59 年 7 月 4 日 2号炉： 昭和 60 年 11 月 28 日	令和 6 年 6 月 24 日	令和 6 年 11 月 29 日	残存期間について作成した長期施設管理計画。 なお、2号炉については、残存期間が 1 年以内であることから、期間を更新した次期長期施設管理計画が本格施行日前に申請される見込み。	令和 6 年 11 月 29 日に認可。
東北電力	女川原子力発電所 2号炉	平成 7 年 7 月 28 日	令和 6 年 6 月 27 日		本格施行日から 1 年以内に 30 年を経過することから、長期施設管理計画が本格施行日前に申請されたもの。	令和 6 年 11 月 14 日の審査会合で、原子炉本体よりも長期間使用している共用設備の特別点検について聴取。また、同年 12 月 12 日の審査会合で、劣化評価の一部について聴取。今後も審査会合で確認を進める。
関西電力	高浜発電所 2号炉	昭和 50 年 11 月 14 日	令和 6 年 7 月 19 日	令和 6 年 12 月 16 日	残存期間について作成した長期施設管理計画。 残存期間が 1 年以内であることから、期間を更新した次期長期施設管理計画が本格施行日前の令和 6 年 12 月 25 日に申請された。	令和 6 年 12 月 16 日に認可。

別紙 4

申請者	対象発電炉	運転開始日	申請日	処分日	概要	審査状況等
中国電力	島根原子力発電所 2号炉	平成元年2月10日	令和6年7月30日		残存期間について作成した長期施設管理計画。 なお、本申請時点で使用前確認を受けていないが、本格 施行日前に運転する見込みのため申請されたもの。	令和6年11月14日の審査会合で、 原子炉本体よりも長期間使用して いる共用設備の特別点検について 聴取。今後、ヒアリングで事実確認 を進める。
関西電力	高浜発電所 3号炉・4号炉	3号炉： 昭和60年1月17日 4号炉： 昭和60年6月5日	令和6年8月20日		残存期間について作成した長期施設管理計画。	令和6年9月19日の審査会合で一 通りの説明を聴取。今後補正を受 理した上で、審査結果を取りまと める。
九州電力	玄海原子力発電所 3号炉	平成6年3月18日	令和6年8月30日		残存期間について作成した長期施設管理計画。	令和6年11月14日の審査会合で、 原子炉本体よりも長期間使用して いる共用設備の特別点検について 聴取。今後、ヒアリングで事実確認 を進める。
関西電力	美浜発電所 3号炉	昭和51年12月1日	令和6年10月15日		残存期間について作成した長期施設管理計画。	令和6年11月5日の審査会合で、 一通りの説明を聴取。今後、ヒアリ ングで事実確認を進める。
関西電力	高浜発電所 1号炉	昭和49年11月14日	令和6年10月24日		残存期間について作成した長期施設管理計画。	令和6年11月21日の審査会合で、 一通りの説明を聴取。今後、ヒアリ ングで事実確認を進める。
四国電力	伊方発電所 3号炉	平成6年12月15日	令和6年10月31日		残存期間について作成した長期施設管理計画。	令和6年11月14日の審査会合で、 原子炉本体よりも長期間使用して いる共用設備の特別点検について 聴取。また、同年11月21日の審 査会合で、その他の事項について 一通りの説明を聴取。今後、ヒアリ ングで事実確認を進める。
関西電力	高浜発電所 2号炉	昭和50年11月14日	令和6年12月25日		令和6年12月16日に認可した長期施設管理計画の期 間が1年以内であることから、期間を更新した次期長 期施設管理計画が本格施行日前に申請されたもの。	今後、審査会合で申請概要等を聴 取予定。

※1 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）附則第1条第4号の規定による改正炉規法の施行の日（令和7年6月6日）

※2 本格施行日から、現行法令に基づき実施した直近の高経年化技術評価においてその評価の対象とした期間の終期までの期間。

灰色：処分済

赤字：前回（令和6年10月2日）の報告時からの変更点

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 3 号炉	・ ・ ・ 1 2
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1 号炉	・ ・ ・ 1 4
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2 号炉	・ ・ ・ 1 6
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・ 1 8
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4 号炉	・ ・ ・ 2 0
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 3 号炉	・ ・ ・ 2 2
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 3 号炉	・ ・ ・ 2 4

※ 1 申請順に記載

※ 2 北海道電力(株)泊発電所 1 / 2 号炉については、前回（令和 6 年 1 0 月 2 日第 3 5 回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

北海道電力(株) 泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年1月7日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2021/7/2	
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
		震源を特定して策定する地震動	④	2021/10/22	
		震源を特定せず策定する地震動	④	2022/10/21	
		基準地震動	③⇒④	2024/11/22	●令和6年11月22日の審査会合において、事業者から、最新知見の反映として追加的に検討した「後志海山東方の断層～F ₆ -2断層による地震」の断層モデルを用いた地震動評価結果は、全周期帯で基準地震動 Ss1 の設計用応答スペクトルを下回ることから、これまで評価していた基準地震動から変更がないとの説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。
		年超過確率	③⇒④	2024/11/22	●令和6年11月22日の審査会合において、事業者から、「後志海山東方の断層～F ₆ -2断層による地震」を考慮した確率論的地震ハザード評価の結果と基準地震動の応答スペクトルを比較し、これまで評価していた基準地震動の年超過確率から変更がないとの説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。
		地盤・斜面の安定性	②⇒④	2024/12/13	●令和6年1月19日の審査会合において、事業者から、新設防潮堤以外の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について説明がなされた。これに対して、主に以下4点について指摘を行った。 ①評価代表施設の選定に当たっては判断根拠を明確にすること、評価対象断面の設定に当たっては泊発電所の地質・地質構造の特徴を考慮した上で、評価代表施設に対する対象断面の適切性を説明すること ②評価対象施設の位置によって使い分けるとした2種類の解析用物性値の適用範囲の考え方を明確にした上で、敷地全体に分布する火砕岩類も含めた解析用物性値を使い分けるとの適切性について説明すること ③泊発電所の地質分布・地質構造の特徴を踏まえ、強度特性等の地盤パラメータの異方性(方向(方位)による違い)を考慮する必要性の有無を説明すること ④評価に与える影響が大きいF-11断層に関する強度特性を評価した地点における評価データの代表性について説明すること ●令和6年3月22日の審査会合において、事業者から、評価対象施設の位置によって使い分けるとした2種類の解析用物性値の設定の考え方(上記②))について説明があり、これに対して両解析用物性値が適切に設定されていること、及び両解析用物性値の適用範囲が妥当な設定となっていることを確認した。 ●令和6年8月30日の審査会合において、事業者から、令和6年1月19日の審査会合における指摘のうち、未回答となっていた指摘(上記①、③及び④))に対する回答について説明がなされ、それぞれ適切に評価されていることを確認した。また、新設防潮堤の評価対象断面の選定方針について説明がなされ、評価対象断面が適切に選定されていることを確認した。 ●令和6年12月13日の審査会合において、事業者から、これまで審議した評価方針に基づく基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価結果について説明がなされ、基礎地盤の支持力及びすべり安全率、基礎底面の傾斜並びに周辺斜面のすべり安全率が、それぞれ評価基準値又は評価基準値の目安を満足していることから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、地盤・斜面の安定性について、おおむね審査済みとした。
		耐震設計方針	④	2024/12/24	●残された論点はなく、今後、これまでの議論を反映した補正書を受理し、順次確認していく。
	津波(第5条)	地震による津波	③⇒④	2024/11/22	●令和6年11月22日の審査会合において、事業者から、「後志海山東方の断層～F ₆ -2断層」による津波の評価結果について説明がなされ、適切に評価されていることを確認した。
		地震以外による津波	④	2015/8/21	
		基準津波	③⇒④	2024/12/13	●令和6年8月2日の審査会合において、事業者から、策定した基準津波と行政機関による既往評価との比較、地質学的証拠及び歴史記録等による確認等について説明がなされた。これに対して、行政機関による既往評価との比較において、行政機関により評価されている津波高(敷地又はその周辺における浸水深等)が示されていなかったため、その津波高と基準津波との比較を行い説明するよう求めた。 ●令和6年11月8日の審査会合において、事業者から、行政機関により評価されている津波高と基準津波との比較を行い、基準津波による敷地及び敷地周辺の津波高さや浸水深等は行政機関による既往評価を上回り、策定された基準津波の妥当性が示されたことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。 なお、事業者から、基準津波の策定に係る過去の審査資料に記載誤りがあることが報告された。これに対して、その原因分析及び再発防止策の検討結果並びに再発防止策を講じた品証システムに基づく審査資料の確認結果について説明するよう求めた。令和6年12月13日の審査会合において、事業者から、審査資料の記載誤りに係る原因分析結果、是正処置の実施結果、改善後の品証システムに基づく審査資料の確認結果等について説明がなされた。記載誤りの原因であった作業プロセスを改善するとともに、記載誤りが生じうる状況となっていた令和5年10月20日以降の審査会合資料には誤りがないことを確認した旨、報告を受けた。
		年超過確率・砂移動	①⇒④	2024/11/22	●令和6年11月8日の審査会合において、事業者から、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積により取水口が閉塞しないこと、及び原子炉補機冷却海水ポンプの取水には影響がないことの説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和6年11月22日の審査会合において、事業者から、基準津波の年超過確率について説明がなされ、日本原子力学会(2012)等で示されている手法、最新の知見等を踏まえて確率論的津波ハザード評価を行い、10 ⁻⁴ ～10 ⁻⁶ 程度としていることから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、年超過確率・砂移動について、おおむね審査済みとした。
		耐津波設計方針	②⇒④	2024/11/28	●令和6年10月17日の審査会合において、事業者から、残された論点(茶津入構トンネル等から津波の流入の可能性、管路解析の適用性及び妥当性、燃料等輸送船以外の緊急退避を行うものの成立性)について説明がなされた。 ●令和6年11月28日の審査会合において、事業者から、耐津波設計方針の一通りの説明がなされた。 ●残された論点はなく、今後、これまでの議論を反映した補正書を受理し、順次確認していく。
	竜巻(第6条)		④	2024/12/24	●残された論点はなく、今後、これまでの議論を反映した補正書を受理し、順次確認していく。
	火山事象 (第6条)	火山事象	②⇒④	2024/10/4	●事業者は、原子力発電所の火山影響評価ガイドを踏まえた説明を行っており、立地評価、影響評価、モニタリングについて審議を行っている。 ●立地評価については、令和6年2月16日の審査会合において、発電所に影響を及ぼし得る火山(13火山)に関して、支笏カルデラ及び洞爺カルデラについては、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいとの評価を含めて、設計対応不可能な火山事象が運用期間中に発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいとの評価について、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。なお、ニセコ・雷電火山群の火砕物密度流の分布範囲に関しては、説明性向上の観点から、幌似露頭1に認められる堆積物の成因及び供給源について追加的に考察を行い、各種定量的データに基づく判断が、全体評価として整合したものであることを説明するよう求めた。 令和6年7月19日の審査会合において、事業者から、幌似露頭1に認められる堆積物について、火山灰分析、薄片観察、全岩化学組成分析等の定量的なデータによる評価から火砕物密度流等の火山噴出物ではないとする説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。 ●影響評価については、令和6年4月26日の審査会合において、文献調査及び地質調査結果並びに降下火砕物シミュレーションに基づき設定された火山灰層厚の評価等について説明がなされた。これに対して、敷地周辺に認められる降下火砕物の評価については、既往文献において敷地周辺に分布する真狩別層中に降下火砕物が認められている知見があるため、当該地層に関する既往知見を収集し、整理した上で説明するよう求めた。また、降下火砕物シミュレーションについては、検討対象となる降下火砕物の選定方針は確認したが、噴出物量が比較的大きい En-a テフラ(恵庭岳)の敷地への影響を確認するとともに、シミュレーションに当たって設定した降下火砕物の噴出物体積及び風向の不確かさとして考慮する仮想風の設定の考え方等について、資料の充実化を図るよう求めた。 令和6年7月19日の審査会合において、事業者から、敷地及び敷地近傍で確認される降下火砕物及び降下火砕物シミュレーションの結果を整理した上で、設計に用いる降下火砕物の層厚を40cmとする評価について説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。 なお、令和6年4月26日の審査会合において、基準適合上、確認を要求されている事項ではないが、敷地から比較的近いニセコ・雷電火山群の水蒸気爆発による影響の把握について、重要性を指摘している。令和6年10月4日の審査会合において、事業者から、ニセコ・雷電火山群の水蒸気噴火に伴う降下火砕物について、火山灰層厚は最大で6.8cmであるとの説明がなされた。 ●モニタリングについては、令和5年7月7日の審査会合において、今後の主要な論点として、モニタリング実施方針の説明に当たっては支笏火砕流が敷地に到達した可能性の有無について、地質調査に基づく評価や既往知見と整合する説明を行うことが必要であることを伝えた。 令和6年10月4日の審査会合において、事業者から、洞爺カルデラ及び支笏カルデラを対象に運用期間中のモニタリングを実施することについて説明がなされ、モニタリングにおける監視項目、定期的評価の方針及び観測データに有意な変化を把握した場合の対処方針の内容は、火山影響評価ガイドを踏まえたものであることが確認できたことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。
		火山事象に対する設計方針	④	2024/12/24	
		外部火災(第6条)	④	2024/12/24	
		その他自然現象と人為事象(第6条)	④	2024/12/24	
		不法な侵入(第7条)	④	2022/10/25	
		内部火災(第8条)	④	2024/12/24	
		内部溢水(第9条)	④	2024/12/24	
					●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、ハザード側の審査状況を踏まえた反映事項等について説明がなされた。 ●残された論点はなく、今後、これまでの議論を反映した補正書を受理し、順次確認していく。

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準 対象施設関係	誤操作の防止(第10条)			④	2023/1/24		
	安全避難通路(第11条)			④	2023/1/24		
	安全施設(第12条)			④	2023/3/16		
	全交流電源喪失(第14条)			④	2023/1/24		
	SFP(第16条、23条)			④	2023/2/28		
	RCPB(第17条)			④	2023/1/24		
	安全保護回路(第24条)			④	2022/10/25		
	原子炉制御室(第26条)			④	2023/4/13		
	監視設備(第31条)			④	2024/10/17		
	保安電源(第33条)			④	2023/1/24		
	緊急時対策所(第34条)			④	2024/12/24		
	通信連絡設備(第35条)			④	2023/4/13		
	重大事故等 対処施設関係	有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1			④
Lv 1.5				④	2023/3/30		
停止時				④	2023/3/30		
地震				④	2024/4/18		
津波				④	2024/12/24		
事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			④	2024/12/24			
解析コード			④	2023/4/27			
限界温度、限界圧力			④	2023/4/27			
炉心			2次冷却系からの除熱機能喪失		④	2023/3/30	
			全交流動力電源喪失		④	2023/5/25	
			原子炉補機冷却機能喪失		④	2023/3/30	
			原子炉格納容器の除熱機能喪失		④	2023/2/2	
			原子炉停止機能喪失		④	2023/3/30	
			ECCS 注水機能喪失		④	2023/2/2	
			ECCS 再循環機能喪失		④	2023/3/16	
			格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		④	2023/5/25	
CV			過圧破損		④	2023/3/16	
			過温破損		④	2023/4/27	
			DCH		④	2023/4/27	
			FCI		④	2023/3/16	
			MCCI		④	2023/4/27	
			水素燃焼		④	2023/4/27	
SFP			想定事故1		④	2024/12/24	
			想定事故2		④		
停止 時			崩壊熱除去機能喪失		④	2023/5/25	
			全交流動力電源喪失		④		
			原子炉冷却材の流出		④		
			反応度誤投入		④		
設備・技術的能力		1.0	43 条	共通	④	2024/12/24	
		1.1	44 条	ATWS	④	2023/8/3	
		1.2	45 条	高圧時冷却	④	2023/8/3	
		1.3	46 条	減圧	④	2023/8/3	
		1.4	47 条	低圧時冷却	④	2024/12/24	
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	④	2023/8/3	
		1.6	49 条	CV 冷却	④	2024/12/24	
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止	④	2024/12/24	
		1.8	51 条	CV 下部注水	④	2024/12/24	
		1.9	52 条	CV 水素対策	④	2023/8/3	
		1.10	53 条	RB 水素対策	④	2023/8/3	
		1.11	54 条	SFP	④	2024/12/24	
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制	④	2023/8/3	
		1.13	56 条	水源	④	2024/12/24	
		1.14	57 条	電源	④	2024/12/24	
		1.15	58 条	計装	④	2024/12/24	
		1.16	59 条	原子炉制御室	④	2023/8/3	
		1.17	60 条	監視測定	④	2024/12/24	
		1.18	61 条	緊急時対策所	④	2024/12/24	
		1.19	62 条	通信連絡	④	2024/12/24	
2		大規模損壊	④	2024/12/24			
共通	地質(第38条)			④	2021/7/2	●地震動(第3、4条)を参照。 ●津波(第5条)を参照。 ●火災(第8条)を参照。	
	地震動(第38、39条)			②⇒④	2024/12/13		
	津波(第40条)			②⇒④	2024/12/13		
	火災(第41条)			④	2024/12/24		
備 考				●令和6年10月24日～25日に、敷地の地質・地質構造、火山影響評価等に関する現地調査を実施した。			

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

設計基準対象施設関係

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年1月7日時点】				
審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	④	2023/12/22	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2023/8/4	
	基準地震動	④	2024/3/8	
	年超過確率	④	2024/8/30	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	④	2022/1/28	
	地震以外による津波	④	2022/9/2	
	基準津波	④	2024/2/9	
	年超過確率・砂移動	④	2024/7/19	
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)		①	-	
火山事象 (第6条)	火山事象	①⇒③	2024/11/8	●令和6年11月8日の審査会合において、事業者から、火山影響評価について説明がなされた。これに対し、立地評価については、①火砕物密度流が敷地に到達していない根拠となるデータの充実化、②過去に巨大噴火が発生した火山である十和田について、巨大噴火以降の最大の噴火での設計対応不可能な火山事象の評価のうち、火砕物密度流以外の火山事象に関する説明を求めた。また、影響評価については、降下火砕物の層厚の評価に当たって検討対象とする噴火イベントを抽出した根拠について説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		①	-	
内部溢水(第9条)		①	-	
誤操作の防止(第10条)		①	-	
安全避難通路(第11条)		①	-	
安全施設(第12条)		①	-	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		①	-	
安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-	
監視設備(第31条)		①	-	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
重大事故等 対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
			Lv 1.5		①			
			停止時		①			
			地震		①			
			津波		①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①			
		解析コード			①			-
		限界温度、限界圧力			①			-
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		①			-
			高圧注水・減圧機能喪失		①			
			全交流動力電源喪失		①			
			崩壊熱除去機能喪失		①			
			原子炉停止機能喪失		①			
			LOCA 時注水機能喪失		①			
			格納容器バイパス (ISLOCA)		①			
		CV	過圧破損		①	-		
			DCH		①	-		
			FCI		①	-		
			MCCI		①	-		
	水素燃焼		①	-				
	SFP	想定事故1		①	-			
		想定事故2		①	-			
	停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-			
		全交流動力電源喪失		①	-			
		原子炉冷却材の流出		①	-			
		反応度誤投入		①	-			
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通		①		-
		1.1	44 条	ATWS		①		-
		1.2	45 条	高圧時冷却		①		-
		1.3	46 条	減圧		①		-
		1.4	47 条	低圧時冷却		①		-
		1.5	48 条	最終ヒートシンク		①		-
		1.6	49 条	CV 冷却		①		-
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止 (FCVS)		①		-
		1.8	51 条	CV 下部注水		①		-
		1.9	52 条	CV 水素対策		①		-
		1.10	53 条	RB 水素対策		①		-
		1.11	54 条	SFP		①		-
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制		①		-
		1.13	56 条	水源		①		-
		1.14	57 条	電源		①		-
		1.15	58 条	計装		①		-
		1.16	59 条	原子炉制御室		①		-
		1.17	60 条	監視測定		①		-
		1.18	61 条	緊急時対策所		①		-
		1.19	62 条	通信連絡		①		-
		2		大規模損壊		①		-
共通	地質(第38条)			④	2018/5/18			
	地震動(第38、39条)			②	2024/8/30	●地震動(第3、4条)を参照。		
	津波(第40条)			②	2024/7/19	●津波(第5条)を参照。		
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
備 考				●令和 6 年 5 月 31 日の審査会合において、事業者から今後の審査対応に係るスケジュールが示され、プラント関係の審査については、その準備期間として、PRA ハザードの策定及びその結果を踏まえた事故シーケンスの検討のため1年半程度を要すること、並びに地震・津波関係の審査については、プラント関係の準備期間にかかわらず、火山事象等の審査対応を進めることの説明があった。				

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年1月7日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2024/10/18	●令和6年10月18日の審査会合において、令和6年能登半島地震後の状況確認について、これまでの審議結果の内容が適切に資料に取りまとめられていることを確認した。
	敷地周辺の地質・地質構造	②	2023/10/6	●敷地周辺の地質・地質構造については、敷地近傍(敷地から半径 5km の範囲)、敷地周辺海域(敷地から半径 5km 以遠)及び敷地周辺陸域(敷地から半径 5km 以遠)に分けて事業者が説明しているため、当該区分によって審査を行っている。 ●敷地近傍の地質・地質構造については、令和5年7月14日の審査会合をもっておおむね妥当な検討がなされていると評価した。 ●敷地周辺海域の地質・地質構造については、令和5年5月12日の初回の審査会合において、断層の運動に係る評価方法に関して、地表の痕跡のみにとらわれず、地質構造を考慮した上で総合的に評価すること等を求めた。同年10月6日の審査会合において、事業者から、断層の運動に係る評価方法の再検討結果等について説明を受けた。これに対して、海士岬(あまみさき)沖断層帯の長さについて、国土交通省や文部科学省による最新の知見とは異なる評価をするのであれば明確な科学的データを示すこと、断層の運動に係る評価方法及びその根拠が明確でないので再検討すること等を指摘した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●敷地周辺陸域の地質・地質構造については、今後、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。
地震動 (第3、4条)	地下構造	②	2023/10/20	●令和5年10月20日の審査会合において、事業者から、地下構造の評価方針について説明を受けた。これに対し、地下構造を成層かつ均質であると評価しているが、物理探査や地震観測記録等の科学的データに基づく検討が不十分であること、また、地震発生層の深さの設定について、地震調査研究推進本部地震調査委員会による全国地震動予測地図の知見を踏まえても妥当であることの説明が不十分であること等を指摘した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定して策定する地震動	①	-	●震源を特定して策定する地震動に関し、令和4年9月16日の審査会合において指摘したとおり、福浦断層による地震動評価については、同断層と施設との距離が近いことから、今後、同断層の断層長等の評価を踏まえ、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	年超過確率	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	①	-	
	地震以外による津波	①	-	
	基準津波	①	-	
	年超過確率・砂移動	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)		①	-	
火山事象 (第6条)	火山事象	①⇒③	2024/12/20	●令和6年10月18日の審査会合において、事業者から、火山影響評価について説明がなされた。これに対し、立地評価については、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。また、影響評価については、降下火砕物の層厚の評価に当たって御嶽山で考慮する噴出規模の設定について、既往文献等も踏まえて再検討すること等を求めた。 ●令和6年12月20日の審査会合において、御嶽山で過去最大の噴火規模(御嶽第1テフラ)と同規模の噴火が発生する可能性について、御嶽山の地下構造に関する追加の検討を踏まえて再度説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
外部火災(第6条)		①	-	
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		①	-	
内部溢水(第9条)		①	-	
誤操作の防止(第10条)		①	-	
安全避難通路(第11条)		①	-	
安全施設(第12条)		①	-	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		①	-	
安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-	
監視設備(第31条)		①	-	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
			Lv 1.5		①	-		
			停止時		①	-		
			地震		①	-		
			津波		①	-		
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①	-		
		解析コード			①	-		
		限界温度、限界圧力			①	-		
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		①	-		
			高圧注水・減圧機能喪失		①	-		
			全交流動力電源喪失		①	-		
			崩壊熱除去機能喪失		①	-		
			原子炉停止機能喪失		①	-		
			LOCA 時注水機能喪失		①	-		
			格納容器バイパス (ISLOCA)		①	-		
		CV	過圧破損		①	-		
			DCH		①	-		
			FCI		①	-		
			MCCI		①	-		
			水素燃焼		①	-		
		SFP	想定事故1		①	-		
			想定事故2		①	-		
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-		
			全交流動力電源喪失		①	-		
			原子炉冷却材の流出		①	-		
			反応度誤投入		①	-		
		設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	①		-
			1.1	44 条	ATWS	①		-
			1.2	45 条	高圧時冷却	①		-
			1.3	46 条	減圧	①		-
			1.4	47 条	低圧時冷却	①		-
			1.5	48 条	最終ヒートシンク	①		-
			1.6	49 条	CV 冷却	①		-
			1.7	50 条	CV 過圧破損防止 (FCVS)	①		-
			1.8	51 条	CV 下部注水	①		-
			1.9	52 条	CV 水素対策	①		-
			1.10	53 条	RB 水素対策	①		-
	1.11		54 条	SFP	①	-		
	1.12		55 条	建屋外 RI 抑制	①	-		
	1.13		56 条	水源	①	-		
	1.14		57 条	電源	①	-		
	1.15		58 条	計装	①	-		
	1.16		59 条	原子炉制御室	①	-		
	1.17		60 条	監視測定	①	-		
	1.18		61 条	緊急時対策所	①	-		
	1.19		62 条	通信連絡	①	-		
	2		大規模損壊	①	-			
共通	地質 (第38条)			②	2024/10/18	●地質 (第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動 (第38、39条)			②	2023/10/20	●地震動 (第3、4条)を参照。		
	津波 (第40条)			①	-	●津波 (第5条)を参照。		
	火災 (第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
備 考								

※ ①審査に未着手 (赤色)、 ②一部説明聴取済 & コメント回答の審査中 (黄色)、 ③一通り説明聴取済 & コメント回答の審査中 (緑色)、 ④おおむね審査済み (灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請※1(本体施設)に係る審査状況【令和7年1月7日時点】

審査項目			ステイタス※2	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2024/6/28	●令和5年10月20日の審査会合において、シーム S-11 全体として規則第三条への適合性を示すため、敷地内の評価範囲を見直すこと、当該評価範囲において調査を行った上で後期更新世以降の活動性有り／無しの指標を定めること、調査は段階的に行うこと、活動性有り／無しの指標に基づき活動性有りとされる範囲について工学的対処を行うこと等の説明がなされた。これに対して、審査の手戻りがないように、段階的に検討を進めていくこと、具体的には、 ・活動性有り／無しを区分するための指標作成に当たり、後期更新世以降の堆積物に変位を与えている箇所及び後期更新世以降の活動性が否定されている箇所のそれぞれ1箇所の調査等に基づき、どのような指標を設定するかを検討すること(第一段階) ・第一段階で実施した2箇所に加え、比較箇所を拡充した調査等の実施、及びその結果を踏まえて第一段階で抽出した指標の確度の十分性を検討すること(第二段階) ・第一段階及び第二段階を踏まえ、追加調査の必要性を検討した上で、活動性有り／無しの指標の確度の十分性、活動性有り／無しの範囲を検討すること(第三段階) ・第一段階から第三段階を踏まえ、工学的措置を講じる範囲を検討すること(第四段階) を求め、まずは第一段階の検討に資する調査結果を示すよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和6年3月1日の審査会合において、シーム S-11 の活動性評価のための指標の設定に関する第一段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された指標(①条線②CT 画像観察③薄片観察④SEM 観察)については、活動性を判断する根拠となり得る理由について追加的な説明が必要であること、また、第二段階の検討結果に、シーム S-11 の周辺岩盤等の評価結果も追加することを求め、引き続き、審議することとした。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和6年6月28日の審査会合において、シーム S-11 の活動性評価のための指標の設定に関する第二段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された3つの判断基準(判断基準1(周辺岩盤の風化の程度)、判断基準2(変位方向)、判断基準3(鉱物の産状))のうち、判断基準2及び判断基準3については、調査地点ごとに状態が異なることから、敷地内の共通の判断基準とすることは困難であり、その適用範囲について見直しが必要であること、並びに判断基準1については、これを今後の判断基準の主軸とした上で、変位・変形の有無と風化の程度との関係について更なるデータ拡充を求めるとともに、第三段階の検討結果の提示を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/12/18	
		震源を特定して策定する地震動	③	2024/12/6	●プレート間地震の地震動評価については、令和3年6月11日の審査会合において、おおむね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●海洋プレート内地震の地震動評価については、令和3年8月27日の審査会合において、おおむね妥当な検討がなされたものと評価していたが、その後の令和4年3月16日に発生した福島県沖の地震(M7.4)を踏まえた評価について確認が必要となっている。 ●令和6年3月15日の審査会合において、内陸地殻内地震の検討用地震のうち、「F-14 断層による地震」に関しては震源モデルの設定の考え方や不確かさ考慮の妥当性等について、また、「奥尻海盆北東縁断層～奥尻海盆東縁断層～西津軽海盆東縁断層の運動を考慮した地震」(奥尻三連動)に関しては断層パラメータ設定の考え方や解析手法の妥当性等について説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたものと評価した。 また、内陸地殻内地震の検討用地震のうち「大間崎付近の隆起を考慮して想定する地震」に関しては、震源モデルの基本ケースにおける断層長さ(L)は、孤立した短い活断層に関する知見を考慮し、地下に想定される断層長さとして、L=20 kmとする旨の説明がなされた。これに対して、孤立した短い活断層に関する別の知見としては、地震モーメント(Mo)を固定し、断層面積から L を設定する考え方もあり、当該知見は、F-14 断層単独の地震動評価でも基本ケースとして採用していることから、当該知見を考慮した場合の L=28 kmとした上で、強震動予測レンジに従ったパラメータ設定及び地震動評価を追加で行うことを求めた。また、L=28 kmとした評価と、事業者の説明する L=20 kmの評価を比較した上で基本ケースの検討を求めるとともに、考慮する不確かさについては、当該評価結果を踏まえ今後審議していくこととした。令和6年12月6日の審査会合において、事業者から、震源モデルの基本ケースにおける断層長さ(L)については、L=20 kmと L=28 kmの2ケースとし、それぞれの基本ケースをもとに強震動予測レンジや既許可施設の審査における断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価に適用されている不確かさケースを設定して評価を行う方針であるとの説明がなされた。今後、事業者から、当該評価方針に基づく地震動評価結果及び地殻変動の計算結果について説明を受け、その内容を確認していく。
		震源を特定せず策定する地震動	④	2024/9/6	
		基準地震動	①	-	
		年超過確率	①	-	
		地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
		津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24
	地震以外による津波		④	2018/6/8	
	基準津波		②⇒④	2024/11/29	●令和6年11月29日の審査会合において、事業者から、基準津波の策定について説明がなされ、これまでの審議内容を踏まえ基準津波が策定されていること、また、策定された基準津波と歴史記録による既往津波高等との比較により基準津波の妥当性が検証されていることを確認したことから、おおむね妥当な検討がなされたものと評価し、基準津波についておおむね審査済みとした。
	年超過確率・砂移動		①	-	
	耐津波設計方針		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	火山事象 (第6条)	竜巻(第6条)	①	-	
		火山事象	①	-	
		火山事象に対する設計方針	①	-	
		外部火災(第6条)	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
	不法な侵入(第7条)	①	-		
	内部火災(第8条)	①	-		
	内部溢水(第9条)	①	-		
	誤操作の防止(第10条)	①	-		
	安全避難通路(第11条)	①	-		
	安全施設(第12条)	①	-		
	全交流電源喪失(第14条)	①	-		
	SFP(第16条、23条)	①	-		
	RCPB(第17条)	①	-		
	安全保護回路(第24条)	①	-		
	原子炉制御室(第26条)	①	-		
	監視設備(第31条)	①	-		
	保安電源(第33条)	①	-		
	緊急時対策所(第34条)	①	-		
	通信連絡設備(第35条)	①	-		

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点
重大事故等 対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
			Lv 1.5		①		
			停止時		①		
			地震		①		
			津波		①		
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①			
		解析コード		①	-		
		限界温度、限界圧力		①	-		
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		①	-	
			高圧注水・減圧機能喪失		①		
			全交流動力電源喪失		①		
			崩壊熱除去機能喪失		①		
			原子炉停止機能喪失		①		
			LOCA 時注水機能喪失		①		
			格納容器バイパス (ISLOCA)		①		
		CV	過圧破損		①	-	
			DCH		①	-	
			FCI		①		
			MCCI		①		
			水素燃焼		①	-	
		SFP	想定事故1		①	-	
			想定事故2		①		
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-	
			全交流動力電源喪失		①		
			原子炉冷却材の流出		①		
			反応度誤投入		①		
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	①	-	
		1.1	44 条	ATWS	①	-	
		1.2	45 条	高圧時冷却	①		
		1.3	46 条	減圧	①		
		1.4	47 条	低圧時冷却	①		
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	①	-	
		1.6	49 条	CV 冷却	①		
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止 (FCVS)	①	-	
		1.8	51 条	CV 下部注水	①	-	
		1.9	52 条	CV 水素対策	①	-	
		1.10	53 条	RB 水素対策	①	-	
		1.11	54 条	SFP	①	-	
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制	①	-	
		1.13	56 条	水源	①	-	
		1.14	57 条	電源	①	-	
		1.15	58 条	計装	①	-	
		1.16	59 条	原子炉制御室	①	-	
		1.17	60 条	監視測定	①	-	
		1.18	61 条	緊急時対策所	①	-	
		1.19	62 条	通信連絡	①	-	
		2		大規模損壊	①	-	
共通	地質 (第38条)			③	2024/6/28	●地質 (第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動 (第38、39条)			②	2024/12/6	●地震動 (第3、4条) を参照。	
	津波 (第40条)			②	2024/11/29	●津波 (第5条) を参照。	
	火災 (第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
備 考							

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請 (本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)

※2 ①審査に未着手 (赤色)、 ②一部説明聴取済 & コメント回答の審査中 (黄色)、 ③一通り説明聴取済 & コメント回答の審査中 (緑色)、 ④おおむね審査済み (灰色)

(注1) チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2) 設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3) 今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4) ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株) 浜岡原子力発電所4号炉 設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年1月7日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2024/11/29	●事業者は H 断層系については、すべての H 断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどの H 断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在する H-9 断層で活動性評価を行うとしていることから、各 H 断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H 断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和 3 年 4 月 2 日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8 断層についてはデータ取得を行っていないかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他の H 断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9 断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。 ●令和 4 年 3 月 18 日の審査会合において、H-8 断層及び H-9 断層について追加で取得したデータから他の H 断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12～13 万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12～13 万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。 ●令和 4 年 9 月 30 日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12～13 万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が 12～13 万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。 ●令和 4 年 11 月 1 日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年 11 月 14 日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議をする旨を伝えた。同年 12 月 23 日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的にはではなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12～13 万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求めた。さらに、令和 5 年 3 月 9 日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考えを十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、同年 6 月 23 日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H 断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを得る必要があるのか、H 断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。 ●令和 6 年 11 月 29 日の審査会合において、事業者から、H 断層系の上載地層法による活動性評価に当たって、上載地層の堆積年代評価については広域テフラを用いた方法に変更し、評価を代表させる断層については H-9 断層から追加調査で確認した H-19 断層に変更して評価を行う方針であるとの説明がなされた。これに対して、H 断層系の活動性評価については、H 断層系の分布形態・性状等に基づく評価の調査データも踏まえ、新たに認定する H 断層も含めどの H 断層でも代表して評価できること及び H-19 断層の上載地層の年代を説明するとともに、評価方針の変更を踏まえ H 断層系の活動性評価全体を体系立てて説明するよう求めた。その上で、まずは現地調査を実施し H 断層系の断層性状等を確認した上で、今後の審査を進めることとした。 ●令和 6 年 12 月 16 日～17 日の現地調査において、敷地及び敷地周辺に広がる H 断層系の断層性状、H-19 断層と上載地層との関係、上載地層に狭在する火山灰の堆積状況等を露頭及びボーリングコアで確認した。	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3		
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
		震源を特定して策定する地震動	④	2022/4/15	
		震源を特定せず策定する地震動	④	2023/6/23	
		基準地震動	④	2024/9/6	
		年超過確率	④	2024/9/6	
		地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	津波(第5条)	地震による津波	④	2024/2/9	
地震以外による津波		④	2023/9/29		
基準津波		②⇒④	2024/10/11	●令和 6 年 7 月 26 日の審査会合において、事業者から、津波堆積物の評価について、津波堆積物調査結果と文献調査結果に基づいて敷地及び敷地周辺における津波堆積物を総合的に評価した結果に関する説明がなされ、今後策定される基準津波の波源モデルを見直す必要があるような規模の津波を示唆するものではないことが確認できたことから、おおむね妥当な検討がなされたものと評価した。なお、敷地及び敷地周辺で認められるイベント堆積物の評価について、審査ガイドを参照しながら調査概要及び調査結果を取りまとめるよう求めた。令和 6 年 10 月 11 日の審査会合において、これまでの審議を踏まえイベント堆積物の評価結果が適切に資料に取りまとめられていることを確認した。 ●令和 6 年 10 月 11 日の審査会合において、事業者から、基準津波の策定について説明がなされ、これまでの審議内容を踏まえ基準津波が策定されていること、また、策定された基準津波と歴史記録及び津波堆積物から推定される津波高等との比較により基準津波の妥当性が検証されていることを確認したことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、基準津波についておおむね審査済みとした。	
年超過確率・砂移動		①	-		
耐津波設計方針		①	-		
竜巻(第6条)		②	2015/4/9	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-		
	火山事象に対する設計方針	①	-	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

設計基準対象施設関係	審査項目			ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
	外部火災(第6条)			②	2015/3/19	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
	その他自然現象と人為事象(第6条)			②	2015/7/9		
	不法な侵入(第7条)			①	-		
	内部火災(第8条)			②	2015/8/6		
	内部溢水(第9条)			②	2015/5/21		
	誤操作の防止(第10条)			②	2015/6/2		
	安全避難通路(第11条)			②	2015/6/2		
	安全施設(第12条)			②	2015/4/21		
	全交流電源喪失(第14条)			①	-		
	SFP(第16条、23条)			①	-		
	RCPB(第17条)			②	2015/2/24		
	安全保護回路(第24条)			②	2015/6/2		
	原子炉制御室(第26条)			②	2015/6/11		
	監視設備(第31条)			②	2015/4/2		
	保安電源(第33条)			①	-		
	緊急時対策所(第34条)			②	2015/3/24		
通信連絡設備(第35条)			②	2015/3/24			
重大事故等対処施設関係	有効性評価(37条)	PRA	Lv 1		②	2015/7/2	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
			Lv 1.5		②		
			停止時		②		
			地震		②		
			津波		②		
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			③	2015/10/15	
		解析コード			②	2015/3/3	
		限界温度、限界圧力			②	2017/5/26	
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		②		
			高圧注水・減圧機能喪失		②		
			全交流動力電源喪失		②		
			崩壊熱除去機能喪失		②		
			原子炉停止機能喪失		②		
			LOCA 時注水機能喪失		②		
			格納容器バイパス(ISLOCA)		②		
		CV	過圧破損		②	2016/9/15	
			DCH		②	2015/3/10	
			FCI		②		
			MCCI		②	2015/3/10	
			水素燃焼		②		
		SFP	想定事故1		②	2015/3/17	
			想定事故2		②		
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		②	2015/3/17	
			全交流動力電源喪失		②		
			原子炉冷却材の流出		②		
			反応度誤投入		②		
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	②	2015/7/23	
		1.1	44 条	ATWS	①	-	
		1.2	45 条	高圧時冷却	①		
		1.3	46 条	減圧	①		
		1.4	47 条	低圧時冷却	①		
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	①		
		1.6	49 条	CV 冷却	①	-	
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止	②	2015/7/21	
		1.8	51 条	CV 下部注水	①	-	
		1.9	52 条	CV 水素対策	①	-	
		1.10	53 条	RB 水素対策	②	2015/8/4	
		1.11	54 条	SFP	①	-	
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制	①	-	
		1.13	56 条	水源	①	-	
		1.14	57 条	電源	①	-	
		1.15	58 条	計装	①	-	
		1.16	59 条	原子炉制御室	②	2015/6/11	
		1.17	60 条	監視測定	②	2015/4/2	
		1.18	61 条	緊急時対策所	②	2015/3/24	
		1.19	62 条	通信連絡	②	2015/3/24	
	2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			③	2024/11/29	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)			②	2024/9/6	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2024/10/11	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
備 考				●令和 6 年 11 月 13 日の原子力規制委員会臨時会議において、事業者と今後の審査の進め方について意見交換を行い、プラント審査を 3・4 号炉並行して再開することとした。			

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株) 浜岡原子力発電所3号炉 設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年1月7日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2024/11/29	●事業者は H 断層系については、すべての H 断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどの H 断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在する H-9 断層で活動性評価を行うとしていることから、各 H 断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H 断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和 3 年 4 月 2 日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8 断層についてはデータ取得を行っていないかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他の H 断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9 断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。 ●令和 4 年 3 月 18 日の審査会合において、H-8 断層及び H-9 断層について追加で取得したデータから他の H 断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12～13 万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12～13 万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。 ●令和 4 年 9 月 30 日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12～13 万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が 12～13 万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。 ●令和 4 年 11 月 1 日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年 11 月 14 日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議をする旨を伝えた。同年 12 月 23 日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的ではなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12～13 万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求めた。さらに、令和 5 年 3 月 9 日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考えを十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、同年 6 月 23 日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H 断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを得る必要があるのか、H 断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。 ●令和 6 年 11 月 29 日の審査会合において、事業者から、H 断層系の上載地層法による活動性評価に当たって、上載地層の堆積年代評価については広域テフラを用いた方法に変更し、評価を代表させる断層については H-9 断層から追加調査で確認した H-19 断層に変更して評価を行う方針であるとの説明がなされた。これに対して、H 断層系の活動性評価については、H 断層系の分布形態・性状等に基づく評価の調査データも踏まえ、新たに認定する H 断層も含めどの H 断層でも代表して評価できること及び H-19 断層の上載地層の年代を説明するとともに、評価方針の変更を踏まえ H 断層系の活動性評価全体を体系立てて説明するよう求めた。その上で、まずは現地調査を実施し H 断層系の断層性状等を確認した上で、今後の審査を進めることとした。 ●令和 6 年 12 月 16 日～17 日の現地調査において、敷地及び敷地周辺に広がる H 断層系の断層性状、H-19 断層と上載地層との関係、上載地層に狭在する火山灰の堆積状況等を露頭及びボーリングコアで確認した。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
	震源を特定して策定する地震動	④	2022/4/15	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2023/6/23	
	基準地震動	④	2024/9/6	
	年超過確率	④	2024/9/6	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
津波(第5条)	地震による津波	④	2024/2/9	
	地震以外による津波	④	2023/9/29	
	基準津波	②⇒④	2024/10/11	●令和 6 年 7 月 26 日の審査会合において、事業者から、津波堆積物の評価について、津波堆積物調査結果と文献調査結果に基づいて敷地及び敷地周辺における津波堆積物を総合的に評価した結果に関する説明がなされ、今後策定される基準津波の波源モデルを見直す必要があるような規模の津波を示唆するものではないことが確認できたことから、おおむね妥当な検討がなされたものと評価した。なお、敷地及び敷地周辺で認められるイベント堆積物の評価について、審査ガイドを参照しながら調査概要及び調査結果を取りまとめるよう求めた。令和 6 年 10 月 11 日の審査会合において、これまでの審議を踏まえイベント堆積物の評価結果が適切に資料に取りまとめられていることを確認した。 ●令和 6 年 10 月 11 日の審査会合において、事業者から、基準津波の策定について説明がなされ、これまでの審議内容を踏まえ基準津波が策定されていること、また、策定された基準津波と歴史記録及び津波堆積物から推定される津波高等との比較により基準津波の妥当性が検証されていることを確認したことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、基準津波についておおむね審査済みとした。
	年超過確率・砂移動	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	
	竜巻(第6条)	①	-	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	-
火山事象に対する設計方針	①	-	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準 対象施設関係	外部火災(第6条)			①	-	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
	その他自然現象と人為事象(第6条)			①	-		
	不法な侵入(第7条)			①	-		
	内部火災(第8条)			①	-		
	内部溢水(第9条)			①	-		
	誤操作の防止(第10条)			①	-		
	安全避難通路(第11条)			①	-		
	安全施設(第12条)			①	-		
	全交流電源喪失(第14条)			①	-		
	SFP(第16条、23条)			①	-		
	RCPB(第17条)			①	-		
	安全保護回路(第24条)			①	-		
	原子炉制御室(第26条)			①	-		
	監視設備(第31条)			①	-		
	保安電源(第33条)			①	-		
	緊急時対策所(第34条)			①	-		
	通信連絡設備(第35条)			①	-		
重大事故等 対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1	①	-	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
			Lv 1. 5	①	-		
			停止時	①	-		
			地震	①	-		
			津波	①	-		
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①		-
		解析コード			①		-
		限界温度、限界圧力			①		-
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
			高圧注水・減圧機能喪失	①	-		
			全交流動力電源喪失	①	-		
			崩壊熱除去機能喪失	①	-		
			原子炉停止機能喪失	①	-		
			LOCA 時注水機能喪失	①	-		
			格納容器バイパス(ISLOCA)	①	-		
		CV	過圧破損	①	-		
			DCH	①	-		
			FCI	①	-		
			MCCI	①	-		
			水素燃焼	①	-		
		SFP	想定事故1	①	-		
			想定事故2	①	-		
		停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		
			全交流動力電源喪失	①	-		
			原子炉冷却材の流出	①	-		
			反応度誤投入	①	-		
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	①		-
		1.1	44 条	ATWS	①		-
		1.2	45 条	高圧時冷却	①		-
		1.3	46 条	減圧	①		-
		1.4	47 条	低圧時冷却	①		-
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	①		-
		1.6	49 条	CV 冷却	①		-
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止	①		-
		1.8	51 条	CV 下部注水	①		-
		1.9	52 条	CV 水素対策	①		-
		1.10	53 条	RB 水素対策	①		-
		1.11	54 条	SFP	①		-
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制	①		-
		1.13	56 条	水源	①		-
		1.14	57 条	電源	①		-
		1.15	58 条	計装	①		-
		1.16	59 条	原子炉制御室	①		-
		1.17	60 条	監視測定	①		-
		1.18	61 条	緊急時対策所	①		-
		1.19	62 条	通信連絡	①		-
	2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			③	2024/11/29	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)			②	2024/9/6	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2024/10/11	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●令和 6 年 12 月 24 日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
備 考				●令和 6 年 11 月 13 日の原子力規制委員会臨時会議において、事業者と今後の審査の進め方について意見交換を行い、プラント審査を 3・4 号炉並行して再開することとした。			

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

中国電力(株)島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年1月7日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	①	-
		敷地周辺の地質・地質構造	①	-
	地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-
		震源を特定して策定する地震動	①	-
		震源を特定せず策定する地震動	①	-
		基準地震動	①	-
		地盤・斜面の安定性	①	-
		耐震設計方針	①	-
	津波(第5条)	地震による津波	①	-
		地震以外による津波	①	-
		基準津波	①	-
		耐津波設計方針	①	-
	竜巻(第6条)		①	-
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	-
		火山事象に対する設計方針	①	-
	外部火災(第6条)		①	-
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-
	不法な侵入(第7条)		①	-
	内部火災(第8条)		①	-
	内部溢水(第9条)		①	-
	誤操作の防止(第10条)		①	-
	安全避難通路(第11条)		①	-
	安全施設(第12条)		①	-
	全交流電源喪失(第14条)		①	-
	SFP(第16条、23条)		①	-
	RCPB(第17条)		①	-
	安全保護回路(第24条)		①	-
	原子炉制御室(第26条)		①	-
	監視設備(第31条)		①	-
	保安電源(第33条)		①	-
	緊急時対策所(第34条)		①	-
	通信連絡設備(第35条)		①	-

●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設関係	有効性評価 （37条）	PRA	Lv 1		①⇒③	2024/12/5	●令和6年12月5日の審査会合において、内部事象運転時／停止時レベル1PRA及び内部事象運転時レベル1.5PRAについて説明がなされた。現時点で大きな論点はなく、引き続き事業者からの説明内容を確認していく。	
			Lv 1.5		①⇒③			
			停止時		①⇒③			
			地震		①			
			津波		①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①	-		
		解析コード			①			
		限界温度、限界圧力			①			
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		①			-
			高圧注水・減圧機能喪失		①			
			全交流動力電源喪失		①			
			崩壊熱除去機能喪失		①			
			原子炉停止機能喪失		①			
			LOCA 時注水機能喪失		①			
			格納容器バイパス (ISLOCA)		①			
		CV	過圧破損		①	-		
			DCH		①	-		
			FCI		①			
			MCCI		①			
			水素燃焼		①	-		
		SFP	想定事故1		①	-		
			想定事故2		①			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-		
			全交流動力電源喪失		①			
			原子炉冷却材の流出		①			
			反応度誤投入		①			
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	①	-		●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
		1.1	44 条	ATWS	①	-		
		1.2	45 条	高圧時冷却	①			
		1.3	46 条	減圧	①			
		1.4	47 条	低圧時冷却	①			
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	①	-		
		1.6	49 条	CV 冷却	①			
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止	①	-		
		1.8	51 条	CV 下部注水	①	-		
		1.9	52 条	CV 水素対策	①	-		
		1.10	53 条	RB 水素対策	①	-		
		1.11	54 条	SFP	①	-		
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制	①	-		
		1.13	56 条	水源	①	-		
		1.14	57 条	電源	①	-		
		1.15	58 条	計装	①	-		
		1.16	59 条	原子炉制御室	①	-		
		1.17	60 条	監視測定	①	-		
		1.18	61 条	緊急時対策所	①	-		
		1.19	62 条	通信連絡	①	-		
		2		大規模損壊	①	-		
	共通	地質 (第38条)			①	-		
		地震動 (第38、39条)			①	-		
		津波 (第40条)			①	-		
		火災 (第41条)			①	-		
備 考			●令和4年6月29日に、申請書の補正がなされた。この際、事業者は解析コード (LANCR/AETNA) の妥当性から説明を始めたいとしたことから、同年9月29日、12月13日、令和5年3月28日、5月18日及び9月14日の審査会合において、当該解析コードについて確認した。現時点で論点はない。 ●その後、令和6年6月25日の審査会合において、事業者から今後の説明の進め方として、PRA、事故シーケンスの選定、有効性評価の順に説明した上で、その他の審査項目について説明することが示された。					

※ ①審査に未着手（赤色）、 ②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中（黄色）、 ③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中（緑色）、 ④おおむね審査済み（灰色）
（注1）チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
（注2）設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。
（注3）今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
（注4）ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表 (特定重大事故等対処施設)

※ 電源開発(株)大間原子力発電所及び北海道電力(株)泊発電所 3 号炉については、前回（令和 6 年 10 月 2 日第 35 回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

参考資料1
令和7年1月7日現在

			PWR		BWR											
			泊1、 2		泊3	島根3	浜岡3		浜岡4		東通	志賀	大間			
地震・津波	地質	・敷地の地質・地質構造		※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、泊3号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済 ※今後、まとめ資料を順次確認	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		おおむね審議済		おおむね審議済		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)			
		・敷地周辺の地質・地質構造					おおむね審議済		おおむね審議済		審議中		おおむね審議済			
	地震動	・地下構造					おおむね審議済		おおむね審議済		審議中		おおむね審議済			
		・震源を特定して策定する地震動					おおむね審議済		おおむね審議済				審議中(内陸地殻内地震)			
		・震源を特定せず策定する地震動					おおむね審議済		おおむね審議済				おおむね審議済			
		・基準地震動					おおむね審議済		おおむね審議済							
		・年超過確率					おおむね審議済		おおむね審議済							
	津波	・地震による津波					おおむね審議済		おおむね審議済				おおむね審議済			
		・地震以外による津波					おおむね審議済		おおむね審議済				おおむね審議済			
		・基準津波					おおむね審議済		おおむね審議済				おおむね審議済			
		・年超過確率・砂移動					おおむね審議済		おおむね審議済							
	地盤・斜面の安定性										おおむね審議済					
	火山事象										審議中		審議中			
プラント	耐震設計方針		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3を優先して審査を実施中	おおむね審議済 ※今後、これまでの議論を反映した補正書を受理し、順次確認	概要説明を聴取 											

注)おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることも有り得る。
空欄:未審議のもの 一部着手:一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中:一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

○設計及び工事の計画の認可

令和7年1月7日

対象発電炉	案件	審査状況	備考
柏崎刈羽 7号	特定重大事故 等対処施設	令和5年1月30日に第1回申請がなされ、主要な論点に係る議論は、令和6年4月4日の審査会合にておおむね収束した。 令和5年7月6日に第2回申請、令和6年1月16日に第3回申請がなされた。令和6年11月7日の会合において、大型航空機衝突時の構造評価方法を変更する方針が示された。令和6年12月17日の審査会合で大型航空機衝突時の構造評価について議論した。引き続き、審査会合において、確認していく。 令和6年11月28日に第4回申請がなされた。今後の審査会合において、申請内容を確認していく。 なお、これらの申請に含まれる6号機との共用施設の審査については、東京電力ホールディングスからの申し入れを受けて一旦保留し、今後、6号機の特定重大事故等対処施設に関する設工認の申請がなされた後、施設の共用に係る内容を確認していく。	全4分割申請。
東海第二	本体施設(一部 変更)及び 特定重大事故 等対処施設	第1回申請については令和4年11月16日に、第2回申請については令和5年5月31日に、第3回申請については令和5年10月2日に認可、第4回申請については令和6年12月5日に認可した。 令和6年8月2日に、防潮堤の設計変更等に係る第5回申請がなされ、令和6年8月29日の審査会合での設計変更の方針に基づき、令和6年12月24日の審査会合において構造変更案の概要及び詳細設計に向けた検討状況について説明を受けた。これに対し、現時点で変更した設計の実現性見通しを得る段階まで検討が進んでいないことから、引き続き検討の実施を求めるとともに、これまでの審査会合での指摘事項も踏まえ、詳細設計の具体的な内容を説明するよう求めた。引き続き、審査会合において、詳細設計の内容等について確認していく。	全5分割申請。
女川2号	特定重大事故 等対処施設	令和5年12月14日に第1回申請がなされ、令和6年8月6日の審査会合において、主要な論点に係る議論はおおむね収束した。今後、これまでの議論を踏まえた補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。	全2分割申請。

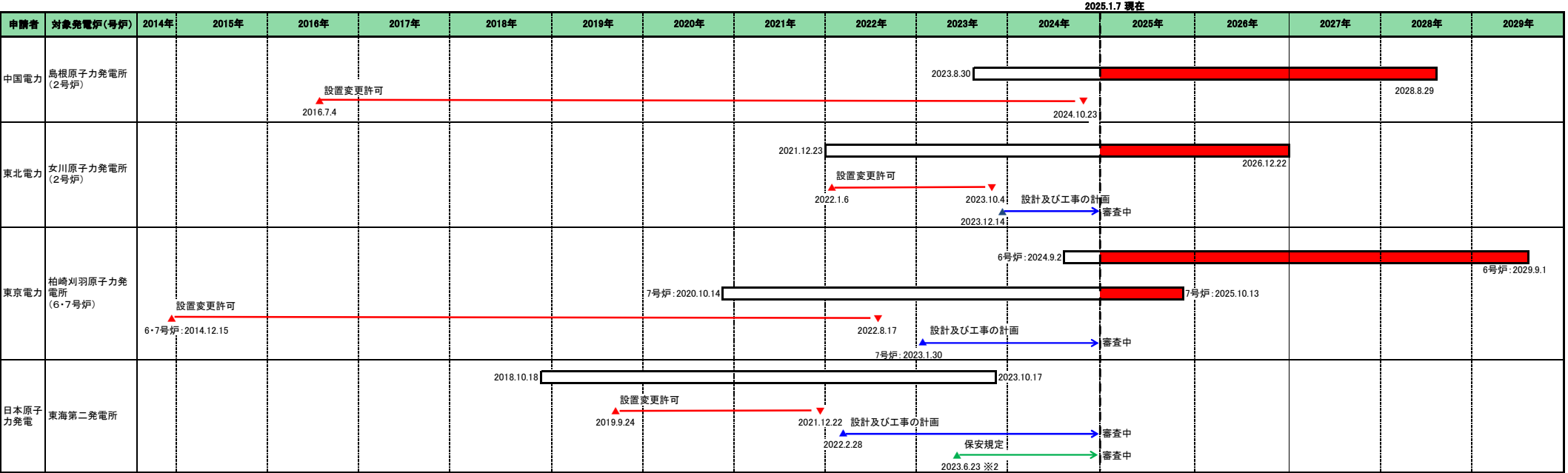
		令和6年9月26日に第2回申請がなされ、令和6年11月7日の審査会合において申請概要等の説明を受けた。令和6年12月17日の審査会合において、大型航空機衝突時の評価対象設備の機能評価、火災による損傷防止対策について議論を行った。今後の審査会合において、申請内容を確認していく。	
--	--	---	--

○保安規定変更認可

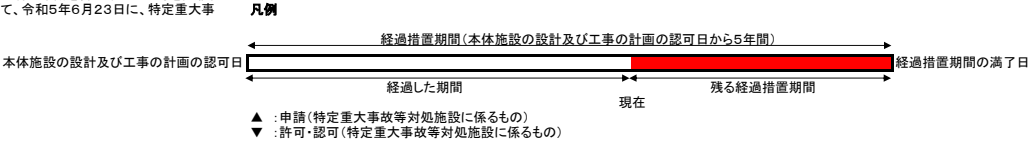
対象発電炉	案件	審査の現状	備考
柏崎刈羽 6号	本体施設	令和6年8月29日に申請がなされ、同年10月22日及び12月17日の審査会合において、申請概要、火山影響等発生時の体制の整備、原子炉建屋の水素防護対策等について説明を受け、議論はおおむね収束した。今後、これまでの議論を踏まえた補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。	
東海第二	本体施設及び 特定重大事故 等対処施設	平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、新規制基準への適合及び特定重大事故等対処施設等の設置に係る設置変更許可並びに設計及び工事の計画の認可の内容を反映した補正がなされ、同年9月26日の審査会合において、補正の概要の説明を受けた。今後、各項目の具体的な内容及び審査会合での指摘事項への回答を確認していく。	

特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間

参考資料3



※1 本体施設の設置変更許可処分を行ったプラントのうち、特定重大事故等対処施設に係る申請を審査中のものを記載。
※2 平成26年5月20日付で申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。



その他の審査案件等

参考資料 4

2025年1月7日時点

1. バックフィット（保安規定）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	東海第二	原子炉建屋の水素防護対策	2023.06.23※1	BWRの原子炉建屋の水素防護対策に関する基準改正に伴い、格納容器ベントに係る手順等を変更。	2023.09.26の審査会で、概要を聴取。具体的な内容について、本体施設等に関する申請と併せて、今後の審査会で確認する。

※1 2014.05.20の本体施設に係る保安規定変更認可申請について、2023.06.23に原子炉建屋の水素防護対策に関する変更を含む補正がなされた。
 ※2 2013.12.25の本体施設に係る保安規定変更認可申請について、2023.12.21に原子炉建屋の水素防護対策に関する補正がなされた。

2-1. 個別案件（許可）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	島根2	所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等	2016.07.04	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに体制の整備等の追加。	2024.10.23に許可。
2	玄海3・4	高燃焼度燃料導入（55GWd/t）	2022.12.28	4号炉において、取替燃料として燃料集合体最高燃焼度が55GWd/tの高燃焼度燃料を導入。	2024.10.24までの審査会で、これまでの指摘事項に対する回答を一通り聴取。併せて2024.09.27に提出された補正の内容について説明を受けたが十分な内容ではなく、事業者は説明・再補正を準備中。今後、審査会で確認を行うとともに、審査結果を取りまとめる。
3	川内1・2	使用済燃料貯蔵設備等の共用化及びタービン動補助給水ポンプ取替え	2024.01.17	1号炉及び2号炉の使用済燃料貯蔵設備等の共用化並びにタービン動補助給水ポンプの取替え。	2024.12.04に許可。
4	女川2	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置	2024.02.28	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。	2024.12.19までの審査会で、これまでの審査会における指摘事項に対する回答の一部について聴取。今後の審査会で、緩衝体の設計方針等について確認する。
5	高浜1・2・3・4	同上	2024.03.15	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。 （日本海側の海域活断層の長期評価（令和6年8月版）（地震本部（2024））を踏まえた基準地震動及び基準津波への影響確認を含む。）	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置については、同上。 地震本部（2024）の影響確認については、2024.12.13の審査会で、基準地震動及び基準津波への影響がないことを確認。
6	美浜3	減容したバーナブルボイズンの保管場所変更	2024.04.15	減容したバーナブルボイズンの保管場所を使用済燃料プールからA蒸気発生保管庫へ変更。	2024.12.11に許可。
7	大飯3・4	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置	2024.07.12	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。 （地震本部（2024）を踏まえた基準地震動及び基準津波への影響確認を含む。）	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置については、2024.10.08の審査会で、申請概要について聴取。個別の要求事項への適合性について、引き続き確認する。先行する高浜1・2・3・4に係る設置変更許可申請（No.5）の審査状況を踏まえ、審査を進めていく。地震本部（2024）の影響確認については、2024.12.13の審査会で、基準地震動への影響がないことを確認したが、基準津波は、評価の妥当性について、引き続き確認する。
8	美浜3	同上	2024.07.12	同上	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置については、同上。 地震本部（2024）の影響確認については、2024.12.13の審査会で、基準地震動及び基準津波の評価の対象としているC断層に関する評価の妥当性について、引き続き確認する。
9	玄海3・4	基準津波の変更	2024.07.25	日本海西部の海域活断層の長期評価（第一版）の知見を踏まえた基準津波の変更等。	2024.10.08の審査会で、概要を聴取。活断層評価、地震動評価、津波評価及び耐津波設計方針の妥当性について、引き続き確認する。
10	美浜3	タービン動補助給水ポンプ取替え	2024.07.25	タービン動補助給水ポンプの取替え。	2024.12.12までの審査会で、直流電源喪失時のタービン動補助給水ポンプの機能回復手順等について確認。火災等に関する要求事項への適合性について、引き続き確認する。
11	高浜1・2・3・4	タービン動補助給水ポンプ取替え並びに炉内構造物取替え及び炉内構造物保管庫設置	2024.07.25	タービン動補助給水ポンプの取替え（1～4号炉）並びに炉内構造物の取替え（1・2号炉）及び炉内構造物保管庫の設置（1・2号炉共用）。	2024.12.12までの審査会で、直流電源喪失時のタービン動補助給水ポンプの機能回復手順、炉内構造物取替えの安全解析への影響等について確認。火災等に関する要求事項への適合性について、引き続き確認する。

2-2. 個別案件（設工認）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	東海第二	所内常設電源設備（3系統目）の設置	2023.08.31	所内常設電源設備（3系統目）の設置。	2023.12.07の審査会合で、申請書等の記載誤りについて聴取。今後、関連する設工認の審査進捗を踏まえた補正を受理した上で、審査結果を取りまとめる。
2	高浜3・4	A型MOX燃料体の導入	2024.03.29	A型MOX燃料の導入。	2024.11.25に認可。
3	美浜3	ガドリニア濃度6wt%のガドリニア混合二酸化ウラン燃料体の導入	2024.04.05	ガドリニア濃度6wt%燃料のガドリニア混合二酸化ウラン燃料体の導入。	2024.10.29に認可。
4	高浜1・2	同上	同上	同上	2024.10.29に認可。
5	川内1・2	格納容器真空逃がし装置の改造工事	2024.04.10	格納容器真空逃がし装置の改造。	2024.12.13に認可。
6	女川2	使用済燃料輸送容器の収納物の追加	2024.05.31	使用済燃料輸送容器の収納物（9×9燃料）の追加。	2024.11.07の審査会合で、概要を聴取。1号の使用済燃料を輸送する容器を2号の主登録設備として申請することの妥当性を検討するよう指摘。事業者の検討結果について、今後の審査会合で確認する。
7	美浜3	特定重大事故等対処施設の改造	2024.06.07	特定重大事故等対処施設を防護するための設備の設置。	2024.12.09に認可。
8	玄海4	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置	2024.06.10	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。	2024.12.12の審査会合で、これまでの審査会合における指摘事項に対する回答について聴取。今後の審査会合で火災区域の設定及び耐火性能等について確認する。
9	高浜3・4	蒸気発生器の取替え	2024.07.25	3号機及び4号機の蒸気発生器の取替え。	2024.08.29の審査会合で、概要を聴取。個別の要求事項への適合性について、引き続き確認する。
10	高浜3	蒸気発生器保管庫設置	2024.07.25	3号機及び4号機共用の蒸気発生器保管庫の設置。	2024.11.01に認可。
11	高浜1	保守点検建屋設置	2024.07.25	1号機、2号機、3号機及び4号機共用の保守点検建屋の設置。	2024.11.29に認可。
12	川内1・2	原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事	2024.08.09	1号機及び2号機の原子炉格納容器電気配線貫通部の改造。	技術的な論点はなく、審査結果の取りまとめ中。
13	伊方3	A型MOX燃料体に係る要目表の追加等	2024.12.04	A型MOX燃料体に係る要目表を追加するとともに、関連する基本設計方針並びに適用基準及び適用規格を変更。	申請内容の確認中。
14	玄海3・4	蒸気タービン取替え	2024.12.13	3号機及び4号機の蒸気タービンの取替え。	同上
15	川内1・2	タービン動補助給水ポンプ取替え	2024.12.05	1号機及び2号機のタービン動補助給水ポンプの取替え。	同上

2-3. 個別案件（保安規定）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	東海	東海第二発電所の新規制基準への適合に当たり必要な事項の変更	2023.06.23	東海第二発電所での竜巻対策等の新規制基準対応のため、東海発電所において対応が必要な事項の変更。	2023.09.19の審査会合で、変更の概要を聴取。東海第二発電所と併せて審査結果を取りまとめる予定。
2	浜岡	廃止措置計画の反映	2024.06.06	廃止措置計画（第三段階）の反映に伴う変更。	2024.12.18に認可。
3	伊方	使用済燃料乾式貯蔵施設	2024.07.30	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更。	2024.10.24の審査会合で、申請概要等を聴取。今後の審査会合でキャスクの安全機能の監視方法等について確認する。
4	高浜	蒸気発生器の取替え・蒸気発生器保管庫設置・保守点検建屋設置	2024.08.30	3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替え等に伴う変更。	2024.10.17の審査会合で、申請の概要について聴取。個別の要求事項への適合性について、引き続き確認する。
5	玄海	組織改正	2024.11.08	組織改正に伴う変更。	申請内容の確認中。
6	川内	組織改正及び廃棄物搬出設備設置	2024.11.08	組織改正に伴う変更及び廃棄物搬出設備設置に伴う変更。	同上
7	浜岡	組織改正	2024.12.09	組織改正に伴い、関連する条文を変更。	同上
8	島根	原子炉主任技術者の役職要件の見直し	2024.12.20	社内の役職制度の見直しに伴う変更。	同上

3. 廃止措置計画

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	浜岡1・2	—	2024.03.14	廃止措置計画第三段階における解体撤去計画等の具体化。	2024.12.18に認可。

2	福島第二 1・2・3・4	—	2024. 04. 05	廃止措置のための使用済燃料乾式貯蔵施設の設置。	2024. 06. 27 の審査会合で、申請概要等を聴取。使用済燃料乾式貯蔵施設の地震や津波に対する安全性等について、今後の審査会合で確認する。
---	--------------	---	--------------	-------------------------	--

4-1. 型式証明

No	申請者	案件	申請日	概要	状況
1	G N S Gesellschaft für Nuklear-Service mbH	特定兼用キャスク	2021. 03. 12	PWR、CASTOR® geo26JP 型、貯蔵建屋内、縦置き	事業者からの要望に応じ書面審査を進めており、2024. 10. 04 に臨界及び遮蔽の基準適合性に係る書面審査の資料を受理。当該資料の内容を確認中。
2	グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	燃料体	2023. 01. 12	BWR 用 10×10 燃料体	2024. 12. 24 の審査会合で、GNF3 型の燃料棒の水力振動、フレットニング腐食等について聴取。引き続き、機械設計の内容について確認する。

4-2. 型式指定

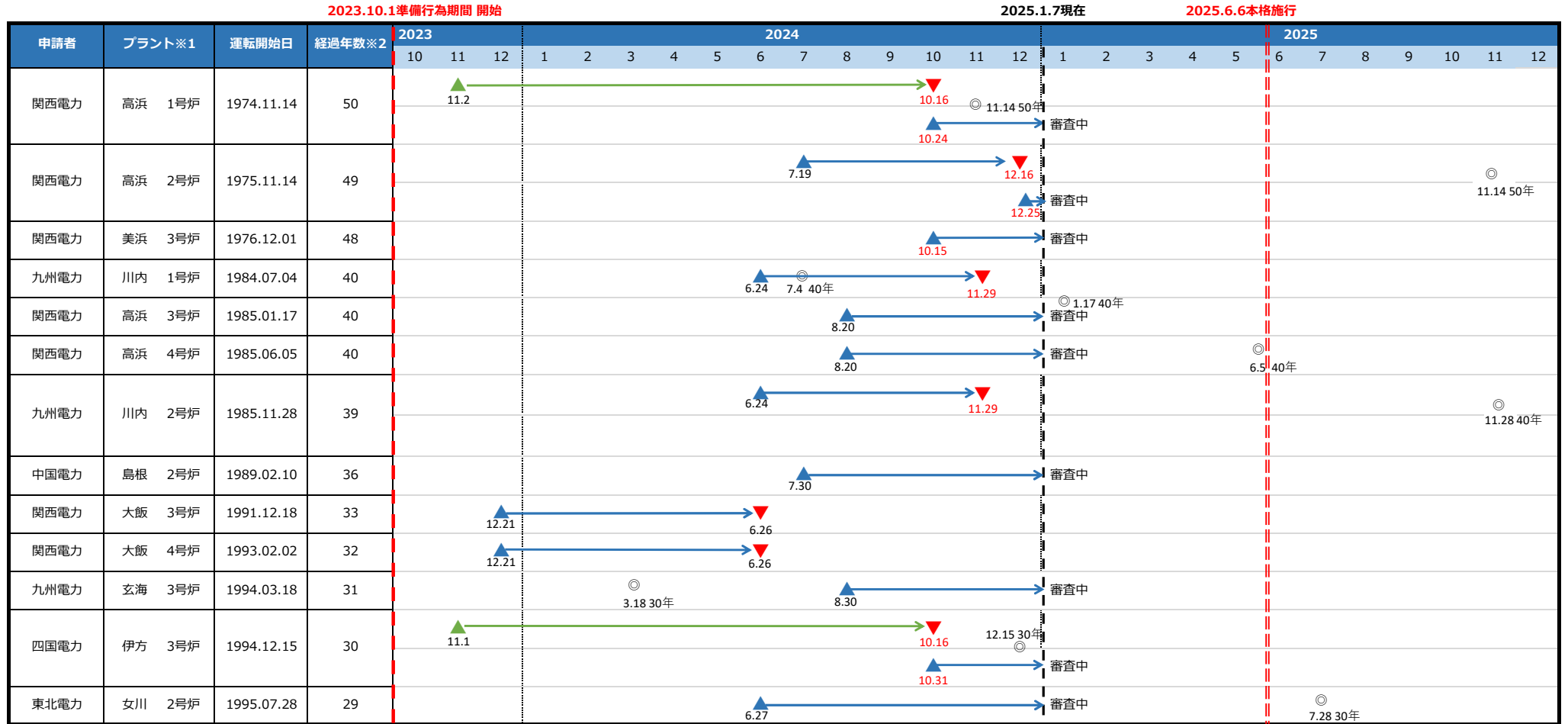
No	申請者	案件	申請日	概要	状況
1	カナデビア	特定兼用キャスク	2024. 04. 01	PWR、Hitz-P24 型、貯蔵建屋内、縦置き	2024. 10. 03 の審査会合で、キャスクの安全機能(臨界、遮蔽、除熱、閉じ込め、長期安全性)について聴取。外部事象(地震、津波、竜巻)等について、今後の審査会合で確認する。
2	日立 GE ニュークリア・エナジー	特定兼用キャスク	2024. 05. 31	BWR、HDP-69BCH(B) 型、貯蔵建屋内、縦置き及び横置き	同上

5. その他

No	プラント	概要	状況
1	柏崎刈羽 6・7	地震本部(2024)を踏まえた基準地震動及び基準津波への影響確認	2024. 12. 23 の現状聴取に係る会合で、基準地震動及び基準津波への影響について聴取。事業者の評価では、基準地震動への影響がないことは確認したが、基準津波は、能登半島地震の震源域にある 3 断層の連動を考慮した津波波源モデルの設定の妥当性について、令和 6 年能登半島地震の知見を反映した説明を求めた。引き続き、現状聴取に係る会合で確認する。

※2024. 10. 02 以降に申請された審査案件を下線で示す。

長期施設管理計画認可申請に係る手続



※1 本体施設の設計及び工事計画の認可処分を行ったもののうち、運転開始日から起算して29年以上経過しているものについて記載。

※2 GX電源法の本格施行日（2025年6月6日）時点での経過年数を記載。

凡例：
▲：申請受理
▼：認可処分
▲：PLM申請受理

原子力発電所の審査とは？

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づく事業者から提出される施設の設計や安全対策の内容が規制基準を満たしているかどうかを確認しています。

規制基準とは？

例えば、原子力発電所について以下のような規制基準があります。

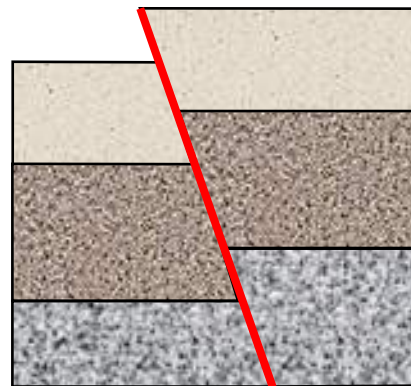
- 原子炉建屋などの安全上重要な施設の直下に活断層などが無いことを求めています。
- 地震による揺れや津波による浸水によって、原子炉を止める・冷やす・放射性物質を閉じ込めるといった安全機能が損なわれないことを求めています。
- 福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、外部電源が喪失した上で、非常用のディーゼル発電機などが使用できなくても、可搬の電源車などにより電源を確保すること、また、原子炉を冷却するためのポンプが損傷した場合にも、代わりとなる可搬型のポンプを用いた注水により、原子炉を冷却できることを求めています。

原子力発電所の基準適合性審査

審査官による基準適合性の確認

① 敷地の地質・地質構造

- 事業者は、原子炉建屋などの直下の断層について、約12～13万年前以降の活動が否定できることを、文献調査、地質調査に基づく評価結果などを用いて、審査官に説明を行います。
- 審査官は、事業者の説明内容について、断層が地層に影響を与えている範囲がどこまでか、地質に含まれている物質の特徴などにより地層の年代が適切に評価されているか、断層の影響を受けていない地層の年代が約12～13万年前より古いかどうか、などをデータに基づき確認します。



活断層



活断層



活断層ではない

原子力発電所の基準適合性審査

審査官による基準適合性の確認

② 設備の設計や手順等

- 例えば、審査では、原子炉を冷却するための常設のポンプが使用不能となった場合に、可搬型のポンプで冷却する対策の申請があった場合には、ポンプや配管などの系統構成とこれらの耐震性の評価結果、ポンプの容量や個数、事故時の対応手順、厳しい条件下でも対策が機能するかの評価結果などにより、規制基準に適合しているかを確認しています。
- 事業者は、規制基準を満たすために、具体的にどのような設備を用いるのか、また、どのような手順で対策を行うのかなどについて、申請書や審査資料により、審査官に説明を行います。
- 審査官は、事業者からの説明に対して、設備の設計方針、構造・容量・個数などの仕様、地震や津波などに対する設計や評価、事故時の解析結果などのエビデンスにより、妥当性を確認します。

